

令和6年度

京町家まちづくりファンド改修助成事業

募集要項



令和6年5月

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

1 京町家まちづくりファンドの主旨

(1) 京町家まちづくりファンドとは

京町家まちづくりファンドは、京町家等の保全、再生を支援するための基金です。平成17年に、篤志家の方からのご寄附と京都市、国からの支援をもとに設立し、京町家を愛する皆さまのご寄附をいただきながら運営しています。

(2) 京町家まちづくりファンド改修助成事業

京町家まちづくりファンドでは、まちづくり活動との関連性が深く、良好な景観・文化の形成につながる京町家等の改修等に対し、以下の2種類の改修助成事業を行います。

ア：まちづくり活動の拠点等となる京町家を改修する工事（以下「京町家の改修」という）

イ：複数棟で一体として取り組む歴史的まちなみ景観の修景（以下「通り景観の修景」という）

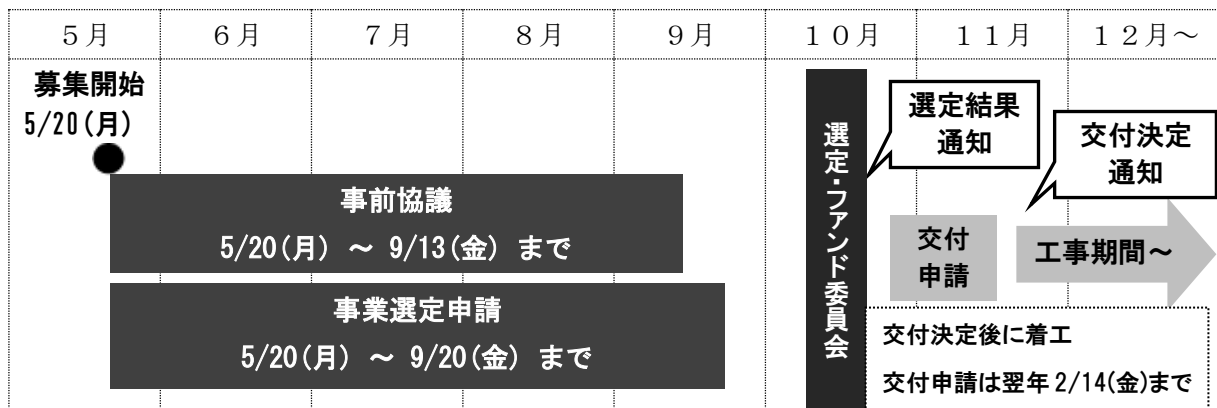


ア：京町家の改修



イ：通り景観の修景

2 スケジュール



3 募集内容

(1) 改修助成事業の要件

ア：京町家の改修

選定の対象となる改修助成事業は、以下のすべての要件を満たすものとします。

(申請者の要件)

- ① 建物の所有者またはその法定相続人であること
ただし、共同所有の場合または法定相続人が申請する場合は、所有者全員の同意を得ること
- ② 個人または自治会等の団体であること
- ③ 申請者が土地の所有者でない場合は、土地の所有者の同意を得ること
- ④ 政治・選挙・宗教を主たる目的とする団体でないこと
- ⑤ 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体でないこと

※ただし、伝統的建造物群保存地区等の指定地区にある京町家や、景観重要建造物等に指定されている京町家など、外観意匠の修景を目的とした他の公的助成制度の対象となるものを除きます。

以下の助成制度との併用は可能です。詳しくは、窓口へお問合せください。

- ・「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）による補助制度
- ・「京都を彩る建物や庭園」制度による修理事業
- ・京都市の耐震・防火改修制度、空き家活用・流通支援補助事業等

(京町家の要件)

- ① 京町家条例※に定める「京町家」であること
- ② 良好な景観・文化に大きく貢献するもの
- ③ 伝統的な外観意匠や空間構成の改修が可能なもの

(改修工事の要件)

- ① 個々の京町家の特徴に合わせ、伝統的な外観意匠に配慮して改修する工事であること
- ② 伝統的な建材を使用し、伝統工法による改修を基本とすること（別表参照）
- ③ 構造の健全化を図ること
- ④ 設計者または施工者は、伝統工法による伝統的な意匠に改修した実績を複数有すること
- ⑤ 助成金の交付決定以降に着工する計画であること
- ⑥ 令和8年(2026)3月31日(火)までに工事及び助成金交付の各手続きを完了する計画であること

※京町家条例 以下必須条件

- ・昭和25年以前に建築
 - ・木造建築物
 - ・伝統構法
 - ・3階建て以下
 - ・一戸建てまたは長屋建て
 - ・切妻平入り屋根（角地等は適用外）
- および下記いずれか1つ以上を有する
- ・通り庭
 - ・火袋
 - ・坪庭又は奥庭
 - ・通り庇
 - ・格子（伝統的なものに限る）
 - ・隣地に接する外壁又は高塀

以下の①から③のいずれかの要件を満たすものとします（多く満たすことが望ましい）。

（活用・取組の要件）

- ① 地域のまちづくり活動や祭事・歴史的行事の拠点となるなど、地域コミュニティに貢献すること
- ② 自然を暮らしに取り込む工夫や四季折々の祭事やしつらえを大切にする暮らしなど、京町家の暮らしの文化を継承すること
- ③ 教育や福祉など、広く市民の活動拠点となるような取組に貢献すること

（別表）

項目		助成基準
建物	大屋根	いぶし和瓦を基本とする
	通り庇	いぶし和瓦（小瓦）を基本とする
	樋	銅製樋を助成対象とする
	通りに面する外壁	伝統工法による土壁及び板壁を基本とする
	側壁	焼杉板貼りまたは杉板貼り古色塗装を基本とする
	外部建具	木製建具を基本とする
	木部塗装	ベンガラ塗りまたは古色塗りを基本とし、既存木部または周辺の京町家の木部塗装色に合わせる
	構造	伝統構法を基本とする
付属物	設備機器カバー	木製を基本とし、既存木部または周辺の京町家の木部塗装色に合わせる
	駒寄せ、犬矢来等	意匠について、個々の京町家の復元的考察をもとに事前協議のこと
	塀、門等	
	路地舗装（公道除く）	

イ：通り景観の修景

選定の対象となる改修助成事業は、以下のすべての要件を満たすものとします。

（申請者の要件）

- ① 地域のまちづくりに取り組む団体または個人であること
- ② 修景の対象となる建築物の所有者及び賃借人の同意を得ること
- ③ 政治・選挙・宗教を主たる目的とする団体でないこと
- ④ 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体でないこと

ア：京町家の改修に記載している「※」の要件は同じとする

(通りの要件)

- ① 主として京町家（ア・京町家の改修（京町家の要件））や伝統的な木造建築で構成される通りであること（通りから見える路地を含む）

(改修工事の要件)

- ① 通りの歴史的まちなみ景観を修景する工事で、複数の建物で一体として行い、まちづくり活動に関わりの深いもの
- ② 設計者または施工者は、伝統工法による伝統的な意匠に改修した実績を複数有すること
- ③ 助成金の交付決定以降に着工する計画であること
- ④ 令和8年(2026)3月31日(火)までに工事及び助成金交付の各手続きを完了する計画であること
- ⑤ 建物の外壁や付属物の改修工事を伴う場合は、ア：京町家の改修 の別表に準じた仕様とすること

(2) 助成金の交付条件

ア：京町家の改修、イ：通り景観の修景

- ① 改修した京町家または修景した通り景観を適切に維持管理すること
- ② 京町家まちづくりファンドをはじめとする当財団の京町家の保全・継承の取組に協力すること
- ③ 工事完了後、京町家まちづくりファンドのプレートを設置すること
- ④ 氏名または団体名、屋号がある場合は屋号、所在地（番地を除く）、工事概要、改修前後の写真等の公表及び使用に同意すること
- ⑤ 工事中は京町家まちづくりファンドの垂れ幕を掲示すること
- ⑥ 当財団の賛助会員に加入すること（1口5,000円）
- ⑦ 助成を受け改修した建物の所有権を移転する場合は、新たな所有者に交付条件を説明し、承諾を得たうえ、当財団に報告すること

4 助成内容

(1) 助成対象となる工事等の範囲

ア：京町家の改修

- ① 屋根改修工事（大屋根、通り庇等）
- ② 外壁改修工事（通りに面した部分の土壁及び板壁、建物と一体となった塀等）
- ③ 外部建具改修工事（通りに面した部分の木製建具、格子等）
- ④ その他の工事（通りに面した部分の駒寄せ・設備機器の修景に係る工事等）

イ：通り景観の修景

- ① ア：京町家の改修の助成対象となる工事範囲
- ② その他の工事（建物と分離した塀、道路の舗装等）
- ③ 調査報告書作成費（ただし当財団が必要と判断した場合に限る）

(2) 助成金額

ア：京町家の改修

当財団が設定する標準工事費の3分の2以内、かつ上限500万円

(事業選定の結果、申請額が予算総額を上回った場合、一律減額する場合があります。)

イ：通り景観の修景

A：【共用である部分】当財団が設定する標準工事費の4分の3以内

B：【各戸の専有部分】当財団が設定する標準工事費の2分の1以内

かつ、AとBの合計の上限1,000万円

大屋根工事は共用部とみなし、上限300万円を上記Aに含みます。

(事業選定の結果、申請額が予算総額を上回った場合、一律減額する場合があります。)

調査報告書作成は上限30万円

※助成金額の交付決定後は、工事費が増額した場合でも助成金額の増額はありませぬ。また、工事変更等により工事費が減額となった場合、助成金額を減額することがあります。

(3) 助成金の交付時期

助成金は、事業完了報告書が提出された後、当財団が工事完了検査を行い、工事が適正に履行されていることを確認のうえ、交付します。

5 事前協議

(1) 事前協議

令和6年(2024)5月20日(月)から9月13日(金)までに、以下の必要な書類一式を窓口へ直接提出してください。この期間内に事前協議を終了するよう早めのご提出をお願いします。

事業選定申請書(第2号様式)、添付書類及び図面をもとに協議しますので、可能な限り事業選定申請書添付の図面等を準備してください。(全ての電子データ(CD-R等に書込み)及び印刷一部)

事業選定申請に必要な書類(6 事業選定申請 必要書類 参照)が整い、改修助成事業の要件に適合していると認められる場合に事業選定申請を受付けます。

[必要な書類]

ア：京町家の改修

- ① 事前協議書(第1号様式) ☆
- ② 現況写真 外観、各室内観、周辺の通り景観がわかるもの (A4縦にキャプション付)
- ③ 図面等 付近見取図、間取図(平面図) (電子データはPDF、A4またはA3)
- ④ その他必要な書類

イ：通り景観の修景

- ① 事前協議書(第1号様式) ☆
- ② 現況写真 外観、周辺の通り景観がわかるもの (A4縦にキャプション付)

- ③ 図面等 付近見取図、配置図（電子データはPDF、A4またはA3）
- ④ その他必要な書類

(2) 事前協議の実施

助成事業の要件について、事前協議を行います。その後、申請者、設計者、施工者の立ち会いのもと、当財団担当者が現地調査を行う場合があります。事前協議、現地調査とも日時予約をお願いします。

6 事業選定申請

令和6年(2024)9月20日(金)までに、以下の必要書類一式を窓口へ直接提出してください。

(全ての電子データ(CD-R等に書込み)及び印刷一部)

窓口へ来られる際は日時予約をお願いします。

図面、助成金額算出書は事前協議にて協議した内容としてください。

[必要な書類]

ア：京町家の改修

- ① 事業選定申請書（第2号様式） ☆
- ② 図面等（縮尺は目安）（電子データはPDF、A4またはA3）
 - ・ 付近見取図
 - ・ 現況図 [配置図(1/100)、各階平面図(1/50)、助成対象部分の立面図(1/50)等]
 - ・ 改修計画図〈助成対象部分を含む全体〉[各階平面図(1/50)、立面図(1/50)、屋根伏図(1/50)、仕上表(改修前後、下地を明記)、その他(工事の内容がわかる図書等)]
 - ・ 構造現況図及び構造改修計画図〈構造改修を行う場合〉
- ③ 助成金額算出書（第3号様式） ☆
- ④ 工事見積書〈助成対象部分と対象外を明記〉
- ⑤ 登記事項証明書の写し（土地・建物）又はその内容を確認できるもの（発行3ヶ月以内）
- ⑥ 改修工事実績となる写真（第2号様式添付）
- ⑦ その他必要な書類

イ：通り景観の修景

- ① 事業選定申請書（第2号様式） ☆
- ② 図面等（縮尺は目安）（電子データはPDF、A4またはA3）
 - ・ 付近見取図
 - ・ 現況図 [配置図(1/100)、助成対象部分の立面図(1/50)等]
 - ・ 改修計画図〈助成対象部分を含む全体〉[立面図(1/50)、屋根伏図(1/50)、仕上表(改修前後、下地を明記)、その他(工事の内容及び範囲がわかる図書等)]

- ③ 助成金額算出書（第3号様式） ☆
- ④ 工事見積書 〈助成対象部分と対象外を明記〉
- ⑤ 登記事項証明書の写し（土地・建物）又はその内容を確認できるもの（発行3ヶ月以内）
- ⑥ 改修工事実績となる写真（第2号様式添付）
- ⑦ その他必要な書類
- ⑧ 調査報告書を作成する場合は、調査計画書添付

※ ☆印の書式は当財団受付で配布しています。

また、京町家まちづくりファンド専用ホームページからもダウンロードできます。

京町家まちづくりファンド 検索

<https://kyoto-machisen.jp/fund/>



7 選定方法等

(1) 現地視察の実施

必要に応じて、申請者、設計者、施工者の立会いのもと、当財団の担当者が現地視察を行います。

(2) 改修助成事業の選定方法

京町家まちづくりファンド委員会において、改修助成要件への適合性を審査し、改修助成事業としてふさわしい事業を選定します。

原則として書類にて審査を行いますが、委員会にてプレゼンテーションを行っていただきます。（10分程度）

なお、寄附者が傍聴する場合があります。

(3) 選定結果の通知等

選定結果は、申請者全員に文書にて通知します。

なお、提出書類は選定されなかった場合でも返却いたしません。（当財団の個人情報保護規程に基づき、取扱います。）

8 助成金交付の申請

事業選定結果の通知を受けて、すみやかに助成金交付の申請をお願いします。以下の必要な書類一式を当財団窓口へ直接提出してください。（全ての電子データ（CD-R等に書込み）及び印刷一部）
工事は、助成金交付の決定後に着工してください。

助成金交付申請の最終締切は**令和7年（2025）2月14日（金）まで**です。

図面、助成金額算出書は選定後に協議にて変更のあった場合は変更した事項を修正してください。

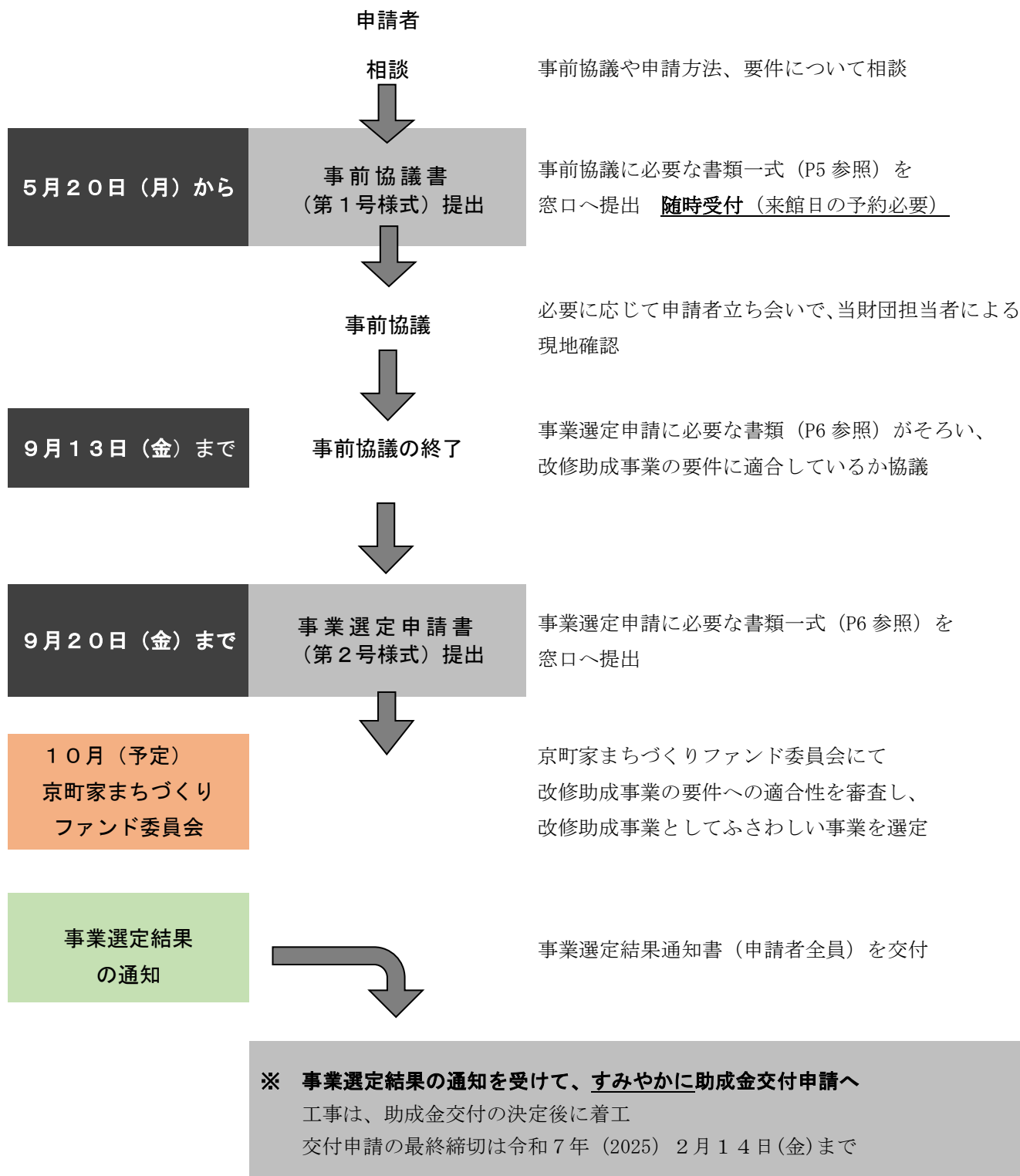
必要な書類が整っており、助成金の交付が適当と認められたものに助成金交付決定通知書を交付します。

[必要な書類]

ア：京町家の改修 イ：通り景観の修景 共通

- ① 助成金交付申請書（第2号様式） ☆
- ② 図面等 〈選定後、協議により変更した箇所は修正すること〉
(電子データはPDF、A4またはA3)
- ③ 助成金額算出書（第3号様式） ☆ 〈選定後、協議により変更した箇所は修正すること〉
- ④ 工事見積書 〈助成対象部分と対象外を明記〉
- ⑤ 工事請負契約書の写し
- ⑥ 工程表
- ⑦ その他必要な書類

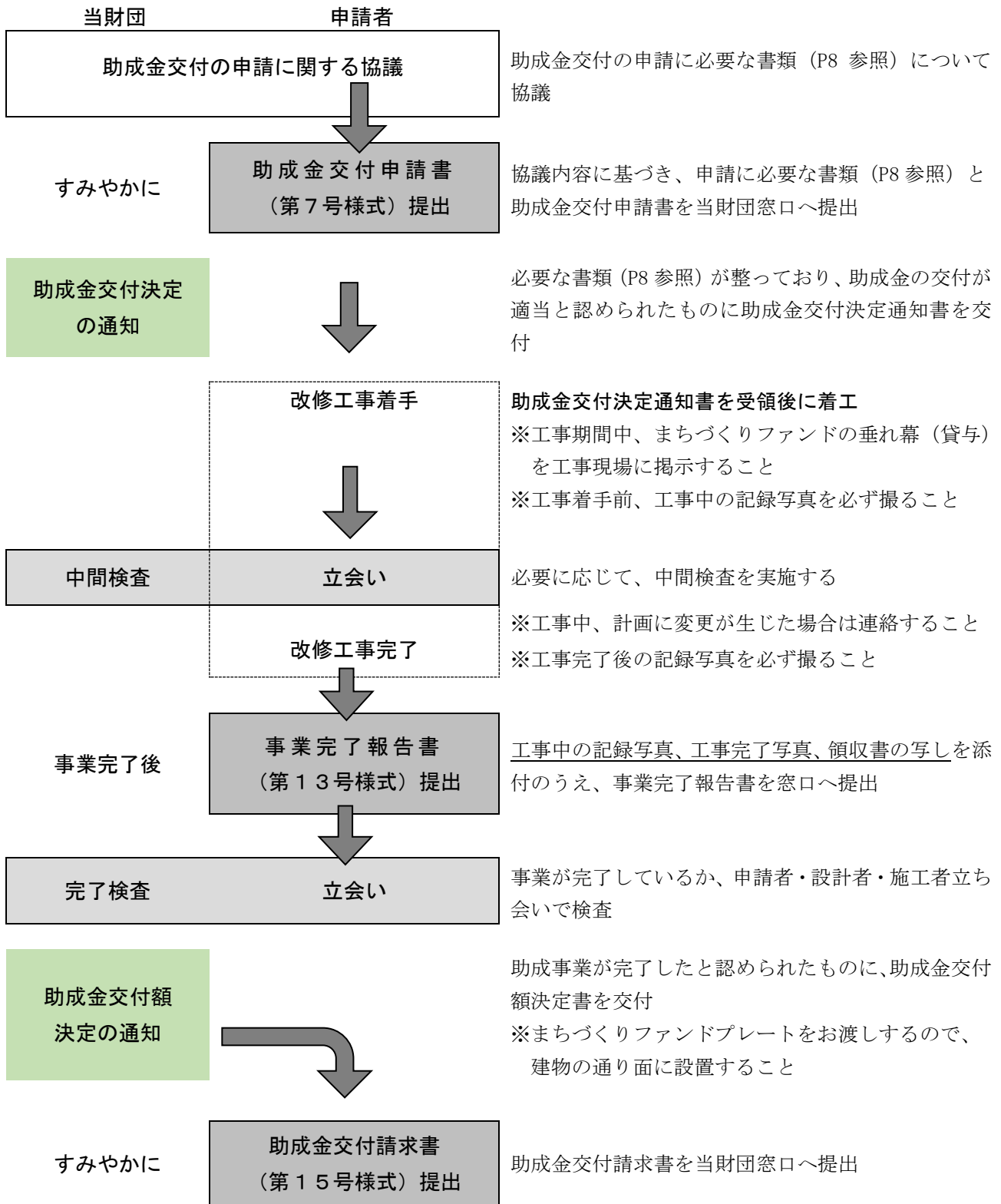
申請の手続き



選定を辞退する場合は、選定辞退届を提出してください。

事業選定後、助成金交付申請後の変更は認められません。ただし軽微な変更の場合は事業変更申請書を提出してください。



選定後の手続き



令和8年(2026)3月31日(火)まで すべての手続きを完了してください。

※助成金は、一時所得として確定申告をする必要があります。

9 問合せ先

<p>公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 京町家まちづくりファンド担当</p>	
住所	<p>〒600-8701 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1（河原町 五条下る東側） 「ひと・まち交流館 京都」地下1階 電話番号：075-354-8701 FAX番号:075-354-8704 メールアドレス: fund@kyoto-machisen.jp</p> <p>京町家まちづくりファンド専用ホームページ: https://kyoto-machisen.jp/fund/</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">京町家まちづくりファンド 検索 </div>  
開館時間	<p>午前9時～午後9時（月～土） 午前9時～午後5時（日・祝） 休館日：第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始（12月29日～1月4日）</p>

